

## 令和8年度大学等入学時奨学金

### 奨学金の貸与を希望する皆さんへ

- 公益財団法人鹿児島県育英財団では、大学、短期大学、専修学校（2年以上の専門課程に限る。）に入学しようとする者を対象に、入学時に必要な入学金及び初年度授業料相当額の奨学金を貸与します。（※交付は一度限りです。）
- 奨学金を希望する場合は、在学する高等学校等（既卒者は、出身高等学校等）から必要な申請書類を受領し、定められた期日までに在学学校（既卒者は、出身校）へ提出してください。

学校への提出期限：令和 年 月 日

申請に関する問い合わせは、学校の奨学金担当者へお尋ねください。

公益財団法人鹿児島県育英財団

## 1 応募資格等

令和8年4月に国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる大学，短期大学及び専修学校（2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等（注）」という。）へ入学しようとする者のうち，次の(1)，(2)のいずれかに該当する者が応募できます。（注）通信教育学部は除く。

- (1) 鹿児島県内の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。），特別支援学校の高等部，高等専門学校（第1～3学年）及び専修学校（高等課程）（以下「高等学校等」という。）に在学する者又は令和6年3月以降に卒業した者
- (2) 鹿児島県外の高等学校等に在学する者又は令和6年3月以降に卒業した者（県内に生活の本拠を有する者の子等で，県内の中学校，義務教育学校又は特別支援学校の中等部（以下「中学校等」という。）を卒業した者に限る。）

※ 高等学校卒業程度認定試験合格者（見込みを含む。）の応募資格等については，別途，当財団へ問い合わせてください。

## 2 募集人員

大学・短期大学 200人程度  
 専修学校（2年以上の専門課程に限る。） 50人程度

## 3 応募基準

提出する所得額課税額証明書に記載された内容が次の(1)，(2)の要件を満たすこと。

- (1) 生計維持者（父及び母又はこれに代わって家計を支えている者（以下「生計維持者」という。））が扶養する子どもの数が2人以内であること。ただし，資産額（現金，預貯金・有価証券，満期や解約により現金化した保険等）の合計が5,000万円（多子世帯の場合は3億円）以上の場合を除く。
- (2) 所得額課税額証明書に記載してある申請者本人及びその生計維持者の課税情報に基づいて算出する支給額算定基準額の合計が，100円以上59,700円未満の区分に該当すること。

$$\text{支給額算定基準額} = \text{課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額} + \text{市町村民税調整額})$$

※ 上記の要件は，提出する所得額課税額証明書（前年の収入及び扶養情報）に基づいて審査を行うため，例えば申請時に失業等により所得減少していても，審査には考慮せず，同様に取扱うものとする。（申請後に修正申告した際も同様。）

ただし，所得額課税額証明書に記載の扶養情報の基準日（前年12月31日）以降に新たに生まれた子どもを扶養している場合は，数に加えることとする。

支給額算定基準額		大学等入学時奨学金	国の「高等教育の修学支援新制度」による支援割合
国の制度の支援区分	多子 0円～上限なし (収入基準なし)	貸与対象外	全額支援
	第Ⅰ区分 100円未満	貸与対象外	全額支援
	第Ⅱ区分 100円以上～25,600円未満	貸与対象	2/3支援
	第Ⅲ区分 25,600円以上～51,300円未満	貸与対象	1/3支援
	第Ⅳ区分 51,300円以上～59,700円未満	貸与対象	1/4～1/3支援
本県制度のみ対象	51,300円以上～59,700円未満	貸与対象	支援なし

※ 貸与額については，貸与上限額一覧表を参照。  
 ※ 高等教育の修学支援新制度の支援額には上限あり。  
 ※ 第Ⅳ区分の高等教育の修学支援新制度の支援額は，文系との授業料差額とされており，学校種により異なる。

## 4 推薦基準

上記3の「応募基準」を満たす者で、次の(1)及び(2)に該当する者

- (1) 高等学校1年生から2年生（既卒者は全学年）までの全履修教科・科目における学業成績の評定平均値が、5段階評価で3.5以上である者
- (2) 奨学金返還の義務を理解し、責任を持って返還できる者であって、大学等を卒業後、社会人としての自覚と責任を持ち、社会に対して貢献することが期待できる者

## 5 奨学金の貸与上限額及び貸与時期等

- (1) 貸与上限額 下表のとおりとする。

ア 入学時に必要な入学金及び初年度授業料（前期分または第1期分）

イ 国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となることが見込まれる者には、上記アの金額から大学等が入学金等について減免する額を減額して貸与する。

貸与上限額一覧表(世帯年収の区分別)

(単位:円)

学校種	国公立					私立					
	世帯年収の区分					世帯年収の区分					
	収入基準なし	非課税世帯 (270万円以下)	270万円超え 300万円以下	300万円超え 380万円以下	380万円超え 400万円以下	収入基準なし	非課税世帯 (270万円以下)	270万円超え 300万円以下	300万円超え 380万円以下	380万円超え 400万円以下	380万円超え 400万円以下
	国の制度の支援区分					国の制度の支援区分					
	多子	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	本県制度のみ対象	多子	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分 (理工農)	本県制度のみ対象
大学	貸与対象外	貸与対象外	183,300	366,600	549,900	貸与対象外	貸与対象外	203,300	406,600	406,600	610,000
短期大学	貸与対象外	貸与対象外	121,400	242,800	364,200	貸与対象外	貸与対象外	186,600	373,300	420,000	560,000
専門学校	貸与対象外	貸与対象外	51,100	102,200	153,400	貸与対象外	貸与対象外	151,600	303,300	341,200	455,000

※ 表で示す年収は、両親・本人・中学生の4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。

※ 国の「高等教育の就学支援新制度」の改正により金額等の変更をする場合がある。

※ 「多子」とは、子どもを3人以上同時に扶養している世帯。

- (2) 貸与時期 令和8年1月以降に設定された送金日

※ 大学等の合格通知書等の必要書類が、当財団に届いた日以降に奨学金を送金する。

## 6 応募に必要な書類

奨学金の申請には、次の書類が必要です。申請に必要な書類は、在学している高等学校等（既卒者は出身高等学校等）から受け取り、高等学校等が指定する提出期限までに提出してください。

- (1) 申請者全員が提出するもの

ア 大学等入学時奨学金貸与申請書（別紙様式1）

イ 申込者本人及びその生計維持者それぞれの「市町村民税発行の令和7年度（令和6年分）所得額課税額証明書」

（※課税標準額、市町村民税調整控除額、市町村民税調整額及び扶養人数が記載されていること。）

※ 令和7年度所得額課税額証明書は、令和7年6月以降に発行される。

※ 所定の項目が記載している所得額課税額証明書がコンビニ交付されない自治体もあることから、取得については、市町村の税担当窓口へ確認すること。

※ 無収入であっても証明書の提出は必要。（収入がないことを確認するため）

- (2) 申請者のうち、県外の高等学校等出身者  
 県内出身中学校等の卒業証明書（原本）及び生計維持者の住民票（写し）

## 7 住所コード一覧

市町村名	住所コード
鹿児島市	46201
鹿屋市	46203
枕崎市	46204
いちき串木野市	46218
阿久根市	46206
奄美市	46222
出水市	46208
伊佐市	46224
指宿市	46210
南さつま市	46219
霧島市	46220
西之表市	46213
垂水市	46214
薩摩川内市	46215
日置市	46216
曽於市	46217

市町村名	住所コード
志布志市	46221
南九州市	46223
始良市	46225
鹿児島郡三島村	46303
鹿児島郡十島村	46304
薩摩郡さつま町	46392
出水郡長島町	46404
始良郡湧水町	46452
曾於郡大崎町	46468
肝属郡東串良町	46482
肝属郡錦江町	46490
肝属郡南大隅町	46491
肝属郡肝付町	46492
熊毛郡中種子町	46501
熊毛郡南種子町	46502
熊毛郡屋久島町	46505

市町村名	住所コード
大島郡大和村	46523
大島郡宇検村	46524
大島郡瀬戸内町	46525
大島郡龍郷町	46527
大島郡喜界町	46529
大島郡徳之島町	46530
大島郡天城町	46531
大島郡伊仙町	46532
大島郡和泊町	46533
大島郡知名町	46534
大島郡与論町	46535

※ 学校コードは、各高等学校等の奨学金担当者に確認してください。

## 8 採用候補者の認定及び通知

書類審査の上、奨学生選考委員会に諮り、採用候補者を認定します。  
 選考結果は、令和7年10月下旬以降に学校長を経て通知します。

奨学金の送金、正式な採用決定、奨学金返還に関する手続の詳細についても御案内します。

## 9 誓約書・奨学金借用証書の提出

採用候補者となった者は、後日、「誓約書・奨学金借用証書」の提出が必要となります。提出にあたっては、次のことに注意してください。

- ① 第一連帯保証人及び第二連帯保証人を各1名選任する必要があります。
- ② 第二連帯保証人は、申請者本人及び第一連帯保証人とは別生計の人を選任しなければなりません。
- ③ 連帯保証人は、未成年者や自己破産者等、保証能力のない方はなれません。

誓約書・奨学金借用証書は、採用候補者認定後に速やかに提出する必要があります。  
 連帯保証人の選任を事前に行い、また、関係者間で奨学金返還に関する共通した認識を持っておくよう準備をお願いします。

## 10 奨学金の交付

上記9を提出した採用候補者のうち、国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる大学等（ただし、通信教育学部は除く。）の合格通知書及び合格した大学等の入学金等納付予定額が確認できる書類等を提出期限までに提出した者について、奨学金を一括で貸与します。

## 11 採用の決定

上記10で交付を受けた者で、提出期限までに大学等への入学を証明する書類を提出した者で、国の「高等教育の就学支援新制度」の対象となる大学等に入学した者について、正式に採用を決定します。

## 12 採用候補者の取消し

採用候補者が次の事項に該当する場合は、採用候補が取り消されます。

- (1) 令和8年4月に大学等へ入学しなかった場合
- (2) 採用候補となった奨学金の対象校種以外の大学等に入学した場合  
(例：「大学・短期大学」の採用候補となった者が、「専修学校（2年以上の専門課程）」へ入学した場合等)
- (3) 指定する期限までに上記9及び11に記載の書類を提出しなかった場合
- (4) 国の「高等教育の修学支援新制度」の対象となる大学等（ただし、通信教育学部は除く。）以外の大学等に入学した場合

### 【提出書類と提出時期について】

#### 《採用候補者認定後に提出する書類》 提出時期：令和7年12月上旬頃

- ・ 誓約書・奨学金借用証書
- ・ 奨学金振込口座届（本人名義の鹿児島銀行普通預金口座のみ）

#### 《大学等合格後に提出する書類》 提出時期：大学等合格後～

- ・ 大学等の合格通知書
- ・ 入学金等納付予定額が確認できる書類
- ・ 返還金口座振替依頼書（銀行で手続き）→交付後に提出

※上記書類を提出した者について奨学金を交付します。

初回の交付は、令和8年1月末を予定しており、令和7年12月末までに書類が提出された者について送金します。その後は、当財団に提出書類が届いた日以降に育英財団が設定した日に送金します。

#### 《大学等入学後に提出する書類》 提出期限：令和8年5月末

- ・ 入学した大学等の在学証明書

提出書類や提出期限に関する正式な依頼は、採用候補者認定時等に御案内します。

## 13 奨学金の返還方法

奨学金は、以下のとおり、必ず返還しなければなりません。

- (1) 奨学金は貸与制（無利息）であり、返還の義務があります。

- (2) 返還開始時期は、大学等に入学した日から6か月経過後（7か月目）からですが、大学等に在学中や、さらに上級学校へ進学するなどの理由で、返還が困難な場合は、申請により、返還期限を猶予する制度があります。
- (3) 貸与を受けた奨学金は、口座振替により月賦で返還しなければなりません。

奨学金の貸与額	返還回数（期間）	月賦の額
100,000円以下	60回以内	1,700円
100,000円を超え200,000円以下	80回以内	2,500円
200,000円を超え300,000円以下	90回以内	3,400円
300,000円を超え500,000円以下	120回以内	4,200円
500,000円を超えるもの	140回以内	5,000円

※ 全額又は一部繰上返還をすることが可能です。

- (4) 正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかった場合は、延滞利息を支払うことになります。

## 14 留意事項

提出前に、次のことを確認してください。

- (1) 申請書の記入もれ、記入間違い及び押印もれはありませんか。
- (2) 申請に必要な書類は全て揃っていますか。

応募者が多い場合は、資格や基準を満たしていても採用候補者として認定されないことがあります。

所得額課税額証明書について

応募基準となる扶養する子どもの数や支給額算定基準額の算出にあたっては、提出された所得額課税額証明書に記載してある課税情報等に基づいて審査を行いますので、下記の①～③が記載された証明書を提出してください。

◆所得額課税額証明書の一例 ※様式は、市町村によって異なります。

令和●年度 (令和●年度分) 市民税・県民税 所得額・課税額証明書

賦課期日住所  
賦課期日氏名

※名称が市町村により異なる場合があります。

所得等の内訳	所得金額(円)	所得等の内訳	所得金額(円)	所得控除の内訳	所得控除額(円)	扶養・本人区分等	税額控除額(円)		
給与収入	●●●●●●●●	雑医療費		損費		同一生計配偶者	区分	市民税	県民税
公的年金等収入		社会保険料		健康保険料		(内同居)	調整除	1,500	1,000
給与(調整控除後)	●●●●●●●●	小規模企業		生命保険料		(3)	税額調整額	0	0
		地震保険料		寄付金		扶養	配当控除	0	0
		寄付金		特別障害者		特定	住宅借入金等特別控除	0	0
以下余白		配偶者特別		配偶者特別	障害	寄付金控除	0	0	
		配偶者特別		配偶者特別	害者	その他	外国税額控除	0	0
		扶養基礎		扶養基礎		16歳未満	配当・譲渡利控除	0	0
						(内同居)	以下余白		
						0人			
						ひとり親			
				所得控除合計(円)		●●●●●●●●			
		総所得金額	●●●●●●●●	所得控除合計(円)		●●●●●●●●			
		合計所得金額		(1) 課税標準額(円)		500,000			

① 課税標準額

「課税総所得金額」など、例とは別の表現で記載されている場合もあります。

② 市町村民税調整控除額+市町村民税調整額

③ 扶養する子どもの数

3人以上の場合、原則、国の「高等教育の修学支援新制度」における『多子世帯』に該当するため、申請はできません。

市町村	算定基準額 = 500,000円 × 6% - 1,500円 = 28,500円
県民税	
合計	
課税標準額	500,000円

※本人及びその生計維持者(父母等)の算定基準額の合計が59,700円未満であれば、所得要件を満たします。

公益財団法人鹿児島県育英財団  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号(県庁17階)  
TEL 099-286-5244 FAX 099-286-5229  
ホームページURL <http://www.kagoshima-ikuei.jp>